

# 障害学生支援に関するガイドライン

## 目的

新潟産業大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が修学に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援および進路支援を適切に行うことを目的に、教職員が一体となって取り組みます。なお、「障害者差別解消法」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」および「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告」に基づき、本ガイドラインを定めます。

## 支援体制

新潟産業大学学生支援協力会議（以下、「協力会議」）を設置し、障害のある学生に必要な支援の対策を講じ、個々の場面ごとに柔軟に対応します。また、障害のある学生からの支援の相談は医務室が対応します。

## 支援対象者

本学に在籍する学生（学部生、大学院生、交換留学生）で、以下の条件を満たした者を対象とします。

1. 心身に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける学生
2. 1.以外でも協力会議で支援が必要であると判断した学生

## 支援の範囲

1. 入学試験
2. 正課の授業や試験
3. 就職・進路
4. 大学行事
5. その他、大学が支援の対象と判断したもの

## 合理的配慮の提供

1. 障害学生本人または保証人からの意思の表明（要望）に基づき、学生と大学が建設的対話を通じて相互理解を深め、その障害の特性や状態等に応じて必要となる支援の範囲と内容（「合理的配慮」の提供）を決定します。
2. 決定した内容は、教職員の関係各所へ提供します。
3. 合理的配慮の内容は、必要に応じてその学生または保証人への十分な説明と話し合いを行い、調整・改善します。

## 新潟産業大学の合理的配慮の考え方

1. 合理的配慮の内容は、本学経済学部3つのポリシーのもと、障害でない者と同等の機会の提供を受けるために必要な支援を行います。
2. 障害のある学生個々の特性や状態、社会的障壁の状況は多様で個性の高いものであるため、本学の諸組織との建設的対話により必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応します。
3. 合理的配慮は、個別の事案ごとに総合的・客観的に判断するが、教育の目的や内容、評価の本質的な変更を伴うものではなく、以下の要素を考慮し「過重な負担」にあたると判断さ

れたものは支援の範囲に含めません。

- (1) 教育および研究への影響の程度（目的・内容・機能を損なうか否か）
  - (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
  - (3) 費用・負担の程度
  - (4) 本学の事務・事業規模、財政状況
4. 障害を理由に修学を断念することがないように修学の機会を確保します。
  5. 学生の受け入れは障害のない学生と公平に判定するための機会を提供します。

#### 不当な差別的取扱いの禁止

教育・事務を行うに当たり、その機会を拒否したり制限するなど、障害のない人と異なる取扱いをすることにより、障害のある人を不利に扱うことはしません。

#### 個人情報の管理

障害のある学生の支援を円滑に推進するため、関係各所へ情報を共有します。

なお、「学校法人柏専学院個人情報の保護に関する規程」および個人情報保護に関する法令に従い、障害のある学生に関する個人情報を適切に取り扱います。